

# 宮津市公報

平成20年4月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目 次

### 条 例

1 宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例	1
2 宮津市室設置条例の一部を改正する条例	2
3 宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	2
4 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
5 宮津市消防団条例の一部を改正する条例	7
6 宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例	7
7 宮津市公共施設管理基金条例の一部を改正する条例	8
8 宮津市市税条例の一部を改正する条例	8
9 宮津市後期高齢者医療に関する条例	8
10 宮津市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例	10
11 老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	10
12 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	10
13 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	11
14 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	14
15 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	15
16 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	15
17 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例	16
18 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	16

### 規 則

1 宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則	16
2 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	17
3 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	17
4 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	17
5 宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則	18
6 宮津市公印規則の一部を改正する規則	18
7 宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則	19
8 宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則	19
9 健康診査等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	19
10 老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	20
11 宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則の一部を改正する規則	20
12 宮津市消防団規則の一部を改正する規則	21

### 告 示

20 国民健康保険被保険者証の無効	21
21 国民健康保険被保険者証の無効	22
22 宮津市大江山バンガロー村の利用料金の承認	22
23 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届	22
24 平成19年度補正予算の要領	22
25 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	29
26 伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の変更	29

27 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の変更	30
28 市道路線の供用開始	30
29 宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱	31
30 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱	31
31 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱	31
32 宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱	31
33 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	32
34 宮津市霊きゅう自動車利用補助金交付要綱の一部を改正する要綱	32
35 宮津市国民健康保険税の滞納者に対する措置に関する要綱の一部を改正する要綱	32
36 宮津市まちづくり補助金交付要綱	32
37 宮津線等利用団体補助金交付要綱を廃止する要綱	34
38 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等の一部を改正する告示	34
39 宮津市建設工事請負業者指名要綱の一部を改正する要綱	34
40 宮津市消防団員退職記念品料支給規程の一部を改正する規程	34
41 宮津市公印の廃止	35

### 訓 令

1 宮津市職員服務規程の一部を改正する規程	35
2 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	36
3 宮津市職員衛生管理規程の一部を改正する規程	36
4 宮津市消防団員表彰規程の一部を改正する規程	36
5 宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程	37
6 宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程	37

### 公 告

19 地図及び簿冊の閲覧	38
20 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業の事業計画の変更	38
21 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	39

### 教育委員会

#### 《規 則》

1 宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する木規則	39
---------------------------------------	----

#### 《告 示》

4 宮津市教育委員会定例会の招集	40
------------------	----

#### 《訓 令》

1 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程	40
---	----

### 選挙管理委員会

#### 《告 示》

7 選挙権を有する者の2分の1の数	40
-------------------	----

### 農業委員会

#### 《告 示》

3 宮津市農業委員会総会の招集	41
-----------------	----

## 条 例

宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

### 宮津市条例第1号

#### 宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)について必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修(法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が認めた場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (3) 前2号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和32年規則第8号)第13条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日から平成20年9月30日までの間における第5条第1号の規定の適用については、同号中「第13条第1項第4号」とあるのは、「第13条第1項第3号」とする。

\* \* \*

宮津市室設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第2号

宮津市室設置条例の一部を改正する条例

宮津市室設置条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企画財政室」を「企画財政室  
地域振興室」に改める。

第2条企画財政室の項の次に次の項を加える。

地域振興室

- (1) 市民協働に関すること。
- (2) 起業に関すること。

第2条市民室の項中「国民健康保険」の次に「、後期高齢者医療」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条」を「第7条、第8条」に、「第9条第1項」を「第19条第1項」

に改める。

第6条を次のように改める。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復職した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和32年規則第8号)第13条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業を」を「職員が部分休業により養育」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第9条を次のように改める。

(部分休業の承認)

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成19年8月1日において現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の第6条の規定の適用については、同条中「100分の100」とあるのは、「100分の100(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

\* \* \*

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、)」を「6,500円(」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第11条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

別表第1中

「

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600

「

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800
144,500	200,000	237,700

144,100	199,800	238,600	145,900	201,800	239,600
145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000
152,500	210,700	250,600	154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600	155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600	157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600	158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600	160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500	161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400	164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300	166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200	169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200	172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100	173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000	175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900	177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800	178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700	180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600	182,400	239,500	279,600
182,200	240,500	281,500	184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200	185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100	187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000	188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900	190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600	191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400	192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200	194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000	195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900	196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600	198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300	199,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000	200,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700	202,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400	203,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100	204,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800	205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700

を

に改める。

218,800	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100

219,600	280,200	328,800
220,600	281,200	329,800
221,600	282,200	330,800
222,600	283,200	331,800
223,400	284,200	332,700
224,400	285,100	333,500
225,400	286,000	334,300
226,500	286,900	335,100

別表第2中

1級 給料月額 円	2級 給料月額 円	3級 給料月額 円
147,000	162,400	286,100
148,500	164,500	289,200
150,000	166,600	292,300
151,500	168,700	295,400
153,100	170,700	298,400
154,900	172,900	301,500
156,700	175,100	304,600
158,500	177,300	307,700
160,300	179,600	310,700
162,300	182,300	313,600
164,300	185,000	316,500
166,300	187,700	319,400
168,200	190,500	322,300
170,400	192,200	324,600
172,600	193,900	326,900
174,800	195,600	329,200
177,100	197,400	331,500
179,600	199,100	333,800
182,100	200,800	336,100
184,600	202,500	338,400
187,100	204,300	340,700
188,800	206,200	343,000
190,500	208,100	345,300
192,200	210,000	347,600
193,700	211,700	349,800
195,300	213,700	351,700
196,900	215,700	353,600
198,500	217,700	355,500
200,200	219,600	357,400
201,900	222,300	359,300
203,600	225,000	361,200
205,300	227,700	363,100
206,800	230,500	364,900
208,500	233,400	366,700
210,200	236,300	368,500
211,900	239,200	370,300
213,500	242,000	372,200
215,200	244,900	373,800

1級 給料月額 円	2級 給料月額 円	3級 給料月額 円
148,800	164,400	286,300
150,300	166,500	289,400
151,800	168,600	292,500
153,300	170,800	295,600
154,900	172,800	298,400
156,800	175,000	301,500
158,600	177,200	304,600
160,400	179,400	307,700
162,200	181,700	310,700
164,300	184,500	313,600
166,300	187,200	316,500
168,300	189,900	319,400
170,300	192,800	322,300
172,500	194,500	324,600
174,700	196,200	326,900
176,900	197,900	329,200
179,200	199,700	331,500
181,800	201,400	333,800
184,300	203,100	336,100
186,800	204,800	338,400
189,300	206,600	340,700
191,000	208,500	343,000
192,700	210,400	345,300
194,400	212,300	347,600
195,900	214,000	349,800
197,500	216,000	351,700
199,100	218,000	353,600
200,700	220,000	355,500
202,400	221,900	357,400
204,100	224,600	359,300
205,800	227,300	361,200
207,500	230,000	363,100
209,000	232,800	364,900
210,700	235,700	366,700
212,400	238,600	368,500
214,100	241,500	370,300
215,700	244,300	372,200
217,400	247,100	373,800

を

に改める。

216,900	247,800	375,400	219,100	249,900	375,400
218,600	250,700	377,000	220,800	252,700	377,000
220,400	253,600	378,700	222,600	255,500	378,700
222,200	256,300	380,300	224,400	258,100	380,300
224,000	259,000	381,900	226,200	260,700	381,900
225,800	261,700	383,500	228,000	263,300	383,500
227,700	264,400	385,100	229,900	265,900	385,100
229,500	267,100	386,700	231,600	268,500	386,700
231,300	269,800	388,300	233,300	271,100	388,300
233,100	272,500	389,900	235,000	273,700	389,900
234,900	275,200	391,400	236,700	276,300	391,400
236,700	277,900	392,900	238,400	278,900	392,900
238,500	280,600	394,400	240,100	281,500	394,400
240,300	283,300	395,900	241,800	284,100	395,900
241,900	285,900	397,500	243,300	286,600	397,500
243,700	288,600	398,900	245,000	289,200	398,900
245,500	291,300	400,300	246,700	291,700	400,300
247,300	294,000	401,700	248,400	294,200	401,700
249,000	296,500	403,200	250,000	296,500	403,200
250,600	299,200	404,600	251,500	299,200	404,600
252,200	301,900	406,000	253,000	301,900	406,000
253,800	304,600	407,400	254,500	304,600	407,400
255,500	307,100	408,700	256,100	307,100	408,700
257,100	309,600	410,100	257,600	309,600	410,100
258,700	312,100	411,500	259,100	312,100	411,500
260,300	314,600	412,900	260,500	314,600	412,900

附則第7項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- この条例(附則第7項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。  
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定に基づく当該適用又は異動の日における号給は、市長が別に定める。  
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定に基づき、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。  
(その他必要な事項)
- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



\* \* \*

宮津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市条例第5号

宮津市消防団条例の一部を改正する条例

宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（消防団員の種類）

第2条の2 消防団員は、正規団員及び支援団員とする。

2 正規団員は、支援団員以外の団員をいう。

3 支援団員は、規則で定める消防活動に限って従事する団員をいう。

第3条に次の4項を加える。

2 分団に、分団本部、部及び班を置く。

3 特別の理由があるときは、分団に地区支援隊を置くことができる。

4 本部、分団本部、部及び班は、正規団員で構成する。

5 地区支援隊は、支援団員で構成する。

第3条の2の見出しを削り、同条第1項中「、分団に分団長、副分団長を、部に部長、班長及び団員を」を削り、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 分団本部に分団長、副分団長及び本部員を置く。

3 部に部長、班長及び団員を置く。

4 地区支援隊に隊長及び隊員を置く。

第3条の4の見出しを削り、同条中「消防団長（以下「団長」という。）」を「消防団の長」に改める。

第3条の5の見出しを削り、同条に次の1項を加える。

3 地区支援隊の隊長及び隊員の階級は、団員とする。

第5条第1項中「ある者」の次に「及び地区支援隊の隊長」を加え、同条第2項中「班長以上の階級にある者」を「前項に規定する者」に、「、後任者」を「における後任者」に、「前任者」を「、前任者」に改める。

第6条に次の1項を加える。

5 地区支援隊の隊長は、上司の指揮命令を受けて業務を遂行する。

第8条に次の1項を加える。

2 正規団員が支援団員になろうとするとき又は支援団員が正規団員になろうとするときは、現に属する種類の消防団員を退職しなければならない。

第16条第1項中「団員 年額 18,500円」を「団員（正規団員） 年額 18,500円  
団員（支援団員） 年額 5,000円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第4条の規定により任命を受けている消防団員は、改正後の第2条の2の正規団員とみなす。

\* \* \*

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市条例第6号

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中 

団員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------

 を

団員（正規団員）	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000
団員（支援団員）	72,000	107,000	142,000	179,000	234,000	319,000

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市公共施設管理基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第7号

宮津市公共施設管理基金条例の一部を改正する条例

宮津市公共施設管理基金条例（平成19年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「財政上必要があると認めるときは」を「基金に属する現金を預金している金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が生じたときに限り」に、「基金に属する」を「当該金融機関に預け入れた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第8号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第33条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市後期高齢者医療に関する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市後期高齢者医療に関する条例

（趣旨）

第1条 本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第32号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（本市において行う事務）

第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）

第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する京都府後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免の申請に対する京都府後期高齢者医療広域連合が行

う処分に係る通知書の引渡し

(7) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付

(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

(1) 本市に住所を有する被保険者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。ただし、納期の末日が宮津市の休日を定める条例(平成3年条例第4号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもって納期の末日とする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月28日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(罰則)

第5条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第6条 詐欺その他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第7条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 平成20年10月1日から同月31日まで

- 第2期 平成20年11月1日から同年12月1日まで  
 第3期 平成20年12月1日から平成21年1月5日まで  
 第4期 平成21年1月1日から同年2月2日まで  
 第5期 平成21年2月1日から同年3月2日まで  
 第6期 平成21年3月1日から同月31日まで

- 2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

\* \* \*

宮津市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

#### 宮津市条例第10号

宮津市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険事業基金条例（昭和63年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「老人保健拠出金」を「後期高齢者支援金」に改める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

#### 宮津市条例第11号

老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる」を「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の規定による医療を受ける」に、「老人保健法第28条及び第28条の2」を「法第67条第1項」に改め、同条第2項中「老人保健法第28条及び第28条の2」を「法第67条第1項」に改め、同条第3項中「老人保健法第46条の8」を「法第84条又は第85条」に、「高額医療費の」を「高額療養費又は高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）の」に、「同法第28条及び第28条の2」を「法第67条第1項」に、「同法第46条の8」を「法第84条又は第85条」に、「高額医療費に」を「高額療養費等に」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

#### 宮津市条例第12号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「含む」の次に「。次条第2項において同じ」を加える。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

第9条第1項中「（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第10条第1項各号列記以外の部分中「被保険者」を「本市は、法第72条の5に規定する特定健康診

査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者」に改め、同項第4号から第7号までを削り、同項第8号を同項第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「被保険者」を「本市は、被保険者」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「費用（ ）の次に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」を加え、「 ）並びに」を「 ）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに」に改め、同条第2項中「560,000円」を「470,000円」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が120,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、120,000円とする。

第3条第1項中「第6条及び第11条第1項において」を「以下」に、「100分の6.7」を「100分の4.6」に改める。

第4条中「100分の33」を「100分の28」に改める。

第5条中「24,500円」を「20,000円」に改める。

第5条の2を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 17,500円

(2) 特定世帯 8,750円

第17条を第27条とし、第14条から第16条までを10条ずつ繰り下げる。

第13条第1項中「560,000円を超える場合には、560,000円）並びに同条第3項本文」を「470,000円を超える場合には、470,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が120,000円を超える場合には、120,000円）並びに同条第4項本文」に、「ウ及びエ」を「オ及びカ」に改め、同項第1号ア中「17,150円」を「14,000円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 12,250円

(イ) 特定世帯 6,130円

第13条第1項第1号中エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,150円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 2,450円

(イ) 特定世帯 1,230円

第13条第1項第2号中「納税義務者を除く。）」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同号ア中「12,250円」を「10,000円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 8,750円

(イ) 特定世帯 4,380円

第13条第1項第2号中エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1,750円

(イ) 特定世帯 880円

第13条第1項第3号中「被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同号ア中「4,900円」を「4,000円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

第13条第1項第3号中エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

第13条第3項を削り、同条を第23条とする。

第12条第1項中「第15条」を「第25条」に改め、同条を第22条とする。

第11条第1項中「納期において」の次に「普通徴収の方法によって」を加え、同条を第21条とし、同条の前に次の7条を加える。

（特別徴収）

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第10条第1項中「第13条第1項」を「第23条第1項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「(昭和33年法律第192号)第6条第1号から第5号まで」を「第6条第1号から第8号まで」に改め、同条第4項及び第6項中「第6条第1号から第5号まで」を「第6条第1号から第8号まで」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「国民健康保険税」を「普通徴収によって徴収する国民健康保険税」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第8条を第10条とする。

第7条の3中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第9条の3とする。

第7条の2中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第9条の2とする。

第7条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第8条とし、第5条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 3,500円

(2) 特定世帯 1,750円

附則第2項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)」及び「次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」を削り、「第13条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則第3項から第6項までを削る。

附則第7項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第13条第1項」を「、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第13条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第8項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第13条第1項」を「、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第13条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第9項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第13条第1項」を「、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第13条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第13項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第9項とする。

附則第14項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第13条第1項」を「、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第13条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第15項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第13条第1項」を「、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第13条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第16項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「及び第13条第1項」を「、第6条、第8条及び第23条第1項」に、「第13条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第12項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 次項に定めるものを除き、改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正後の第19条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

\* \* \*

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。



平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市条例第14号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の見出し中「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 41,040円
- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 41,040円
- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 45,000円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 49,440円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 49,440円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 53,400円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 57,360円

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市条例第15号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (4) 現に市町村民税を滞納していない者であること。
- 第5条第2項中「前項第3号」の次に「及び第4号」を加える。  
別表1市営住宅の項の表惣団地の項及び百合が丘団地の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市条例第16号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(宮津市立小学校条例の一部改正)

第1条 宮津市立小学校条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条の規定により」を「第38条の規定に基づき」に改める。

(宮津市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 宮津市立中学校設置条例(昭和39年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条」を「第49条」に、「第29条の規定により」を「第38条の規定に基づき」に改める。

(宮津市立幼稚園設置条例の一部改正)

第3条 宮津市立幼稚園設置条例(昭和49年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第22条」に改める。

(宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部改正)

第4条 宮津市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例(平成19年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第62条」を「第97条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例(平成3年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画財政室」の次に「、地域振興室」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第18号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号の改正規定中「特定同一世帯所属者」の次に「(当該納税義務者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第1号

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の育児休業等に係る手続き等に関する規則(平成4年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市規則第2号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号）の一部を次のように改正する。  
別表第4昇格時号給対応表ア行政職給料表中

34		33
34		34
35		34
35		34
36		35
36		35
37		35
37		36
38	を	36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43		41

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

\* \* \*

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市規則第3号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第11条第2項第7号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市規則第4号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表企画財政室の項の次に次のように加える。

## 地域振興室

## 地域振興係

第2条の表産業振興室の項中「つつじが丘団地係」を削る。

第8条企画係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条監理係の項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同条事業推進係の項に次の5号を加える。

(2) 市道の認定及び市管理河川の指定並びにその変更及び廃止に関すること。

(3) 市道の使用、占用、一時掘削、通行制限等に関すること。

(4) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に関すること。

(5) 法定外公共物に関すること。

(6) 地籍調査に関すること。

第13条都市整備係の項第3号中「公園及び緑地事業」を「公園及び緑地」に改め、同項第4号中「都市再開発事業」を「都市再開発」に改め、同項第9号及び第10号を削り、同項第11号中「土地区画整理事業」を「土地区画整理」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号を削り、同項第13号を同項第10号とし、同条建築住宅係の項に次の1号を加え、同条を第14条とする。

(6) つつじが丘団地に関すること。

第12条産業政策係の項第1号中「地域産業振興戦略の企画及び具現化」を「地域産業の振興」に改め、同項第3号中「企業誘致」の次に「及び新産業の創出に係る実施」を加え、同条つつじが丘団地係の項を削り、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条健康増進係の項第4号中「保健予防」を「母子保健」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「老人保健」を「健康診査及び保健指導」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同条を第11条とする。

第9条国保年金係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 国民年金に関すること。

第9条国保年金係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条資産税係の項第2号中「及び納付金」を削り、同条収納係の項第1号中「及び国民健康保険税」を「国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（地域振興室の分掌事務）

第9条 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

## 地域振興係

(1) 市民協働のまちづくりに関すること。

(2) 企業誘致及び新産業の創出に係る調整及び交渉に関すること。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市規則第5号

宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

宮津市庁舎管理規則（平成9年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中第15号を削り、第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次のように加える。

(3) 地域振興室の所管に属する執務室

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市規則第6号

宮津市公印規則の一部を改正する規則

宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

市長印	正方形	21	戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明専用	5	市民室	市民窓口係長	を
市長印	正方形	21	戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明及び船員手帳の交付専用	2	市民室	市民窓口係長	に

改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第7号

宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則（昭和53年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第10条」を「第23条」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第8号

宮津市児童館管理運営規則の一部を改正する規則

宮津市児童館管理運営規則（昭和58年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を削り、同条に次の表を加える。

区 分	開館時間	休館日
宮津市島崎児童館	午前9時から午後3時まで(火曜日及び木曜日は、午前9時から正午まで)	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
宮津市杉末児童館	午前9時から午後5時まで	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

健康診査等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第9号

健康診査等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

健康診査等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「健康診査等」を「がん検診等」に改める。

本則中「健康診査等」を「がん検診等」に改める。

第1条中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第51条第1項に規定する医療等以外の保健事業であって厚生労働大臣が定めるもの、がん検診及び」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づき市が実施するがん検診及び肝炎ウイルス検診並びに」に改める。

第3条中「老人保健法第25条第3項に規定する保険医療機関等」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保健薬局その他相当と認められるもの（以下

「保険医療機関等」という。)に改める。

別表基本健康診査の項を削り、同表中

肝がん予防検診	300円
前立腺がん検診	300円

を

前立腺がん検診	200円
肝炎ウィルス検診	300円

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第10号

老人医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

老人医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1号イ中「140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円）に満たないときは、140万円（その居住者が年齢65歳未満である場合には、70万円）」とあるのは「65万円」を「70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」に改める。

第4条第1項中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第28条第12項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条第1項」に改める。

第7条第1項中「第33条の3第4項において準用する同条第1項」を「第33条の3第5項」に、「第34条第4項において準用する同条第1項」を「第34条第4項」に、「並びに法附則第35条第5項において準用する同条第1項」を「、法附則第35条第5項」に改め、「短期譲渡所得の金額」の次に「、法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額」を加え、同条第2項第2号中「、同項第7号に規定する控除を受けた条例第4条に規定する配偶者若しくは扶養義務者についてはその者につき50万円」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の老人医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年8月1日以後に受けた医療に係る医療費の支給から適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

\* \* \*

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第11号

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市企業の立地促進及び産業の振興に関する条例施行規則（昭和63年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「日本標準産業分類表（平成5年総務庁告示第60号）」を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定めた告示（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）」に改め、同条第3項中「日本標準産業分類表」を「日本標準産業分類」に改める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市規則第12号

宮津市消防団規則の一部を改正する規則

宮津市消防団規則（昭和29年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（支援団員の資格及び活動）

第2条の2 宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号。以下「条例」という。）第2条の2の支援団員となることができる者は、原則として、所属する分団の管轄区域内に居住するもので、65歳以下のものとする。

2 条例第2条の2第3項の消防活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属する分団の管轄区域内の水火災その他の災害への出場
- (2) 配備された車両、器具機材等の点検及び管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団長が必要と認める活動

第13条に次のただし書を加える。

ただし、支援団員は、活動上衣、活動ズボン及び階級章のみとする。

別表第1中

日置分団				1	2	4	7	22	36	日置地区(畑及び東谷の区域を含む。)
世屋分団				1	1	3	1	4	10	世屋地区(畑の区域を除く。)
養老分団				1	2	9	15	45	72	養老地区
日ヶ谷分団				1	1	3	3	5	13	日ヶ谷地区
計	1	3	1	14	16	50	86	339	510	

を

日置分団				1	2	4	7	32	46	日置地区及び世屋地区(東谷の区域を含む。)
養老分団				1	2	9	15	45	72	養老地区
日ヶ谷分団				1	1	3	3	5	13	日ヶ谷地区
計	1	3	1	13	15	47	85	345	510	

に改める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 告 示

## 宮津市告示第20号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年3月11日

宮津市長 井上正嗣

## 記

保険者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	宮 - 0005017	交付日	平成19年4月1日
		無効日	平成20年3月4日

\* \* \*

宮津市告示第21号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成20年3月13日

宮津市長 井上正嗣

記

保険者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	交付日	無効日	
宮 - 0001031	平成19年4月1日	平成20年3月7日	

\* \* \*

宮津市告示第22号

宮津市大江山バンガロー村条例施行規則（平成6年規則第16号）第5条第2項の規定により、宮津市大江山バンガロー村の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年3月14日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

施設名	使用区分		利用料金の額
バンガロー	6人用	1棟1泊につき	13,000円
	8人用	1棟1泊につき	16,000円

2 適用年月日

平成20年4月1日

\* \* \*

宮津市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <以下掲示済>  
氏名 <以下掲示済>
- 3 変更年月日 平成20年2月11日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。  
平成20年3月18日

宮津市長 井上正嗣

\* \* \*

宮津市告示第24号

平成20年3月宮津市議会定例会において議決された平成19年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年3月18日

宮津市長 井上正嗣

平成19年度宮津市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	797,163	13,949	811,112
1 国庫負担金	553,063	11,398	541,665
2 国庫補助金	237,971	25,347	263,318
15 府支出金	650,861	442,011	1,092,872
1 府負担金	254,544	5,597	248,947
2 府補助金	318,531	447,608	766,139



16 財産収入	130,656	634	131,290
1 財産運用収入	21,783	634	22,417
17 寄附金	7,550	12,190	19,740
1 寄附金	7,550	12,190	19,740
19 繰越金	9,551	1,796	11,347
1 繰越金	9,551	1,796	11,347
20 諸収入	863,307	66	863,373
5 雑入	221,808	66	221,874
21 市債	633,600	77,200	710,800
1 市債	633,600	77,200	710,800
歳入合計	10,375,321	547,846	10,923,167

歳出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	153,892	94	153,798
1 議会費	153,892	94	153,798
2 総務費	1,524,332	452,040	1,976,372
1 総務管理費	1,260,414	451,391	1,711,805
2 徴税費	120,388	558	120,946
3 戸籍住民基本台帳費	77,423	65	77,488
4 選挙費	36,784	9	36,793
5 統計調査費	9,436	8	9,444
6 監査委員費	19,887	9	19,896
3 民生費	2,245,519	10,147	2,235,372
1 社会福祉費	1,233,347	13,811	1,219,536
2 児童福祉費	724,752	3,638	728,390
3 生活保護費	287,320	26	287,346
4 衛生費	1,193,466	17,041	1,210,507
1 保健衛生費	405,354	16,822	422,176
2 清掃費	760,079	219	760,298
6 農林水産業費	360,473	133	360,606
1 農業費	186,605	73	186,678
2 林業費	41,591	18	41,609
3 水産業費	132,277	42	132,319
7 商工費	239,101	1,703	237,398
1 商工費	59,922	1,691	58,231
2 観光費	179,179	12	179,167
8 土木費	1,533,681	46,060	1,579,741
1 土木管理費	75,431	51	75,482
2 道路橋りょう費	683,267	24,864	708,131
4 都市計画費	693,300	21,145	714,445
9 消防費	517,041	1,525	515,516
1 消防費	517,041	1,525	515,516
10 教育費	720,969	43,967	764,936
1 教育総務費	134,539	2,518	137,057
2 小学校費	271,576	46	271,530
3 中学校費	81,583	41,221	122,804
4 幼稚園費	101,300	16	101,316
5 社会教育費	104,306	40	104,346
6 保健体育費	27,665	218	27,883
12 公債費	1,848,727	2,060	1,850,787
1 公債費	1,848,727	2,060	1,850,787

13 予備費	13,933	14	13,947
1 予備費	13,933	14	13,947
歳出合計	10,375,321	547,846	10,923,167

2 繰越明許費 (単位:千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	41,000

3 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん	29,700  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所整備事業	2,700  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	4,400  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
漁港海岸整備事業	11,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上	12,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
漁港漁場整備事業	22,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	24,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上
道路整備事業	138,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上	146,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公園整備事業	23,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上	25,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
防災施設整備事業	56,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上	62,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上

義務教育 施設整備 事業	19,200 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上	49,100 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上
庁舎等 整備事業	34,200 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上	27,500 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上
借換	30,400 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上	32,400 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上

## 平成19年度宮津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	527,624	33,782	561,406
1 国庫負担金	402,948	33,782	436,730
歳 入 合 計	2,445,285	33,782	2,479,067

## 歳 出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	52,295	142	52,437
1 総務管理費	50,375	142	50,517
2 保険給付費	1,542,211	62,866	1,605,077
1 療養諸費	1,400,673	56,134	1,456,807
2 高額療養費	117,542	6,732	124,274
5 共同事業拠出金	240,342	604	240,946
1 共同事業拠出金	240,342	604	240,946
9 予備費	46,741	29,830	16,911
1 予備費	46,741	29,830	16,911
歳 出 合 計	2,445,285	33,782	2,479,067

## 平成19年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金	1,270,781	106,463	1,377,244
1 支払基金交付金	1,270,781	106,463	1,377,244
2 国庫支出金	827,825	53,427	881,252
1 国庫負担金	827,825	53,427	881,252
3 府支出金	193,948	13,356	207,304
1 府負担金	193,948	13,356	207,304
4 繰入金	192,841	13,356	206,197
1 一般会計繰入金	192,841	13,356	206,197
6 諸収入	1,004	1,700	2,704
2 雑入	1,002	1,700	2,702
歳 入 合 計	2,486,400	188,302	2,674,702

## 歳 出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 医療諸費	2,418,196	188,302	2,606,498
1 医療諸費	2,418,196	188,302	2,606,498
歳 出 合 計	2,486,400	188,302	2,674,702

## 平成19年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

## 1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	501,080	10,187	511,267
1 国庫負担金	333,320	17,551	350,871
2 国庫補助金	167,760	7,364	160,396
4 支払基金交付金	592,078	21,090	613,168
1 支払基金交付金	592,078	21,090	613,168
5 府支出金	281,382	14,389	295,771
1 府負担金	274,992	13,772	288,764
2 府補助金	6,390	617	7,007
6 繰入金	315,394	7,203	322,597
1 一般会計繰入金	315,394	7,203	322,597
歳入合計	2,065,289	52,869	2,118,158

歳出 (単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	75,056	113	74,943
1 総務管理費	52,432	928	51,504
2 徴収費	745	815	1,560
2 保険給付費	1,871,731	60,491	1,932,222
1 介護サービス等諸費	1,648,051	41,933	1,689,984
2 介護予防サービス等諸費	86,412	12,248	98,660
3 高額介護サービス等費	25,260	5,441	30,701
4 特定入所者介護サービス等費	112,008	869	112,877
4 地域支援事業費	33,750	918	34,668
2 包括的支援事業・任意事業	28,028	918	28,946
7 予備費	35,877	8,427	27,450
1 予備費	35,877	8,427	27,450
歳出合計	2,065,289	52,869	2,118,158

## 平成19年度宮津市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
9 市債	125,700	17,900	143,600
1 市債	125,700	17,900	143,600
歳入合計	325,161	17,900	343,061

歳出 (単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 事業費	256,540	183	256,723
1 維持管理費	66,938	183	67,121
3 公債費	63,372	17,968	81,340
1 公債費	63,372	17,968	81,340
4 予備費	1,782	251	1,531
1 予備費	1,782	251	1,531
歳出合計	325,161	17,900	343,061

## 2 地方債補正

## 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換	17,900  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行  ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成19年度宮津市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	31,234	3,292	27,942
1 負担金	31,234	3,292	27,942
2 使用料及び手数料	266,363	10,710	255,653
1 使用料	265,710	10,710	255,000
3 国庫支出金	235,000	5,000	240,000
1 国庫補助金	235,000	5,000	240,000
4 繰入金	525,263	21,000	546,263
1 一般会計繰入金	523,000	21,000	544,000
6 諸収入	10,552	3,445	7,107
3 雑入	10,550	3,445	7,105
7 市債	1,491,200	121,800	1,613,000
1 市債	1,491,200	121,800	1,613,000
歳入合計	2,559,622	130,353	2,689,975

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	25,140	375	25,515
1 総務管理費	25,140	375	25,515
2 事業費	927,976	11,552	916,424
1 維持管理費	248,138	8,842	256,980
2 施設整備費	679,838	20,394	659,444
3 公債費	698,245	141,583	839,828
1 公債費	698,245	141,583	839,828
5 予備費	847	53	794
1 予備費	847	53	794
歳出合計	2,559,622	130,353	2,689,975

## 2 地方債補正

## 1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	472,800	証書借入又は証券発行	6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀	471,800	証書借入又は証券発行	6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀

	ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	158,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上	135,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上
借換	17,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上	163,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上

平成19年度宮津市水道事業会計補正予算(第2号)

1 収益的支出の補正

支出

(単位:千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用	335,955	0	335,955
1 営業費用	262,192	78	262,270
4 予備費	8,000	78	7,922

2 資本的収入及び支出の補正

収入

(単位:千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	256,339	62,500	318,839
1 企業債	110,200	62,500	172,700

支出

(単位:千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	335,621	62,456	398,077
1 建設改良費	266,570	62	266,508
2 企業債償還金	68,051	62,518	130,569

3 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換	62,500	証券借入又は証券発行	6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

\* \* \*

## 宮津市告示第25号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定により、平成20年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成20年3月21日

宮津市長 井上正嗣

## 記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者  
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者  
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間  
平成20年4月1日から平成20年6月2日までの執務時間
- 4 縦覧の場所  
宮津市市民室資産税係(本館1階)

\* \* \*

## 宮津市告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、平成14年10月1日に定めた伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成20年3月24日

宮津市長 井上正嗣

## 別紙

伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する  
規約

伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「缶、その他プラスチック及び紙製容器包装」を「その他のプラスチック製容器包装及びその他の紙製容器包装」に改め、同条第2項中「に規定する焼却処理」を「の処理」に改める。

第3条第1項中「交付する」を「支払う」に改め、同条第2項中「交付」を「支払」に改め、同条第3項中「に規定する経費」を「の経費」に、「関係市町が」を「関係市町で」に、「算定した甲の負担額」を「算定するもの」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「20パーセント、ごみ量割80パーセント」を「10パーセント、可燃ごみ量割90パーセント」に改め、同項第2号中「20パーセント、人口割80パーセント」を「10パーセント、資源ごみ量割90パーセント」に改め、同条第4項中「前項第1号に規定するごみ量割」を「前項第1号の可燃ごみ量割及び同項第2号の資源ごみ量割」に改め、同条第5項を削る。

附則に次の3項を加える。

- 4 平成19年度における委託事務の管理及び執行に要する経費は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる甲の額に、調整額(同条の規定により定められる乙の額から伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約(平成20年3月24日施行)による改正前の第3条(以下次項及び附則第6項において「改正前の第3条」という。)の規定により定められた乙の額を減じた額に4分の3を乗じて得た額を甲及び与謝野町の平成17年度の可燃ごみ及び資源ごみの量の割合によってあん分した甲の額をいう。)を加えたものとする。
- 5 平成20年度における委託事務の管理及び執行に要する経費は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる甲の額に、調整額(同条の規定により定められる乙の額から改正前の第3条の規定により定められた乙の額を減じた額に4分の2を乗じて得た額を甲及び与謝野町の平成18年度の可燃ごみ及び資源ごみの量の割合によってあん分した甲の額をいう。)を加えたものとする。
- 6 平成21年度における委託事務の管理及び執行に要する経費は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる甲の額に、調整額(同条の規定により定められる乙の額から改正前の第3条の規定により定められた乙の額を減じた額に4分の1を乗じて得た額を甲及び与謝野町の平成19年度の可燃ごみ及び資源ごみの量の割合によってあん分した甲の額をいう。)を加えたものとする。

## 附則

この規約は、平成20年3月24日から施行する。

\* \* \*

## 宮津市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成18年3月1日に定めた与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約を別紙のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成20年3月24日

宮津市長 井上正嗣

## 別紙

与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「その他プラスチック及び紙製容器包装」を「その他のプラスチック製容器包装及びその他の紙製容器包装」に改め、同条第2項中「に規定する焼却処理」を「の処理」に改める。

第3条第1項中「交付する」を「支払う」に改め、同条第2項中「交付」を「支払」に改め、同条第3項中「に規定する経費」を「の経費」に、「関係市町が」を「関係市町で」に、「算定した甲の負担額」を「算定するもの」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「20パーセント、ごみ量割80パーセント」を「10パーセント、可燃ごみ量割90パーセント」に改め、同項第2号中「20パーセント、人口割80パーセント」を「10パーセント、資源ごみ量割90パーセント」に改め、同条第4項中「前項第1号に規定するごみ量割」を「前項第1号の可燃ごみ量割及び同項第2号の資源ごみ量割」に改め、同条第5項を削る。

附則に次の3項を加える。

- 4 平成19年度における委託事務の管理及び執行に要する経費は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる甲の額に、調整額（同条の規定により定められる乙の額から与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約（平成20年3月24日施行）による改正前の第3条（以下次項及び附則第6項において「改正前の第3条」という。）の規定により定められた乙の額を減じた額に4分の3を乗じて得た額を甲及び伊根町の平成17年度の可燃ごみ及び資源ごみの量の割合によってあん分した甲の額をいう。）を加えたものとする。
- 5 平成20年度における委託事務の管理及び執行に要する経費は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる甲の額に、調整額（同条の規定により定められる乙の額から改正前の第3条の規定により定められた乙の額を減じた額に4分の2を乗じて得た額を甲及び伊根町の平成18年度の可燃ごみ及び資源ごみの量の割合によってあん分した甲の額をいう。）を加えたものとする。
- 6 平成21年度における委託事務の管理及び執行に要する経費は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる甲の額に、調整額（同条の規定により定められる乙の額から改正前の第3条の規定により定められた乙の額を減じた額に4分の1を乗じて得た額を甲及び伊根町の平成19年度の可燃ごみ及び資源ごみの量の割合によってあん分した甲の額をいう。）を加えたものとする。

## 附則

この規約は、平成20年3月24日から施行する。

\* \* \*

## 宮津市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室監理係（本館南棟3階）において、平成20年3月28日から平成20年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
獅子	宮津市字獅子小字コグリ147番地の1の地先から 宮津市字獅子521番地の1の地先まで	平成20年3月28日
里波見	宮津市字里波見小字濱田85番地の3の地先から 宮津市字里波見小字伊根口124番地の3の地先まで	平成20年3月28日
狩場日尾	宮津市字新宮小字狩場67番地の3の地先から 宮津市字新宮小字狩場65番地の1の地先まで	平成20年3月28日
外垣	宮津市字外垣小字坪ノ内49番地の地先から 宮津市字外垣小字家ノ下230番地の2の地先まで	平成20年3月28日



\* \* \*

## 宮津市告示第29号

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱（平成19年告示第37号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「20,000円」を「25,000円」に改める。

## 附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に出産する者の妊娠に係る助成金について適用し、同日前に出産した者の妊娠に係る助成金については、なお従前の例による。

\* \* \*

## 宮津市告示第30号

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「65歳以上の者であって、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第1項の規定により医療を受けるに至るまでの」を「アからウまでに掲げる65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けていない」に改める。

## 附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた医療に係る福祉医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

\* \* \*

## 宮津市告示第31号

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害老人」を「「障害老人」」に、「老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第25条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条」に改める。

第6条中「第28条」を「第67条」に改める。

## 附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

## 宮津市告示第32号

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱（平成18年告示第161号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「45リットル袋」を「30リットル袋又は45リットル袋」に改める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第33号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成11年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 市税を滞納している者

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第34号

宮津市豊きゅう自動車利用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市豊きゅう自動車利用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市豊きゅう自動車利用補助金交付要綱（平成10年告示第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「加算額」の次に「、10キロメートルまでの冬期割増額（12月1日から翌年3月31日までの期間に限る。）」を加える。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第35号

宮津市国民健康保険税の滞納者に対する措置に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市国民健康保険税の滞納者に対する措置に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市国民健康保険税の滞納者に対する措置に関する要綱（平成13年告示第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第1条の3」を「第1条」に改め、同条第5号中「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改め、「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療、」を削る。

第6条第1項第1号及び第10条第2項中「老人保健法の規定による医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第36号

宮津市まちづくり補助金交付要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市まちづくり補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、宮津市まちづくり基金条例（平成19年条例第23号）第1条のまちづくり活動を支援し、地域の活性化を図るため、当該活動を実施する団体等が新たに行う事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市民が主体的に参画し、まちづくり活動を実施する団体等であって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「まちづくり団体」という。)とする。

- (1) 構成員の半数以上が市内に居住する者であること。
  - (2) 主たる活動場所が市内であること。
  - (3) 組織の運営に関する規約、会則等を定めていること。
  - (4) 会計が適正に管理されていること、又は管理されると見込まれること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助金の交付の対象者としな

- (1) 特定の政治、宗教、思想等にかかわる団体
- (2) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) 営利を主たる目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、まちづくり団体が新たに行う事業であって、次に掲げるものとする。ただし、次条に定めるところにより算出した補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)が40万円未満の事業については、補助対象事業としな

- (1) 本市の知名度の向上に資すると認められる事業
- (2) 環境保全又は景観形成に資すると認められる事業
- (3) 観光振興又は農村・都市交流に資すると認められる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の活性化に資すると認められる事業

## (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費から補助対象事業による収益、国、府等の助成金等及び次に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) まちづくり団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 人件費
- (3) まちづくり団体の構成員に対する旅費及び報償費
- (4) 食糧費
- (5) 用地の取得費及び補償費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費

## (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額であって、100万円を限度とする。ただし、補助対象経費の2分の1の額が100万円を超える補助対象事業で特に必要と認めるものについては、市長が別に定めるところにより、補助金の額を定めることができる。

## (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするまちづくり団体は、規則第4条の規定により宮津市まちづくり補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

## (有識者の意見)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、有識者に意見を求めるものとする。

## (交付申請の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けたまちづくり団体が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市まちづくり補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

## (事前着手)

第9条 まちづくり団体は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、宮津市まちづくり補助金事業事前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

## (実績報告等)

第10条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市まちづくり補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業を実施したまちづくり団体は、市長が指定する方法により、実施した補助事業の成果を広く市民に報告するものとする。

(処分の制限)

第11条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、宮津市まちづくり補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第37号

宮津線等利用団体補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津線等利用団体補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津線等利用団体補助金交付要綱(昭和60年告示第29号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第38号

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等の一部を改正する告示

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等(昭和61年告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、D及びEの5等級」を「及びDの4等級」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第39号

宮津市建設工事請負業者指名要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市建設工事請負業者指名要綱の一部を改正する要綱

宮津市建設工事請負業者指名要綱(平成14年告示第87号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

建設工事発注標準

等級	契約予定金額
A	30,000,000円以上
B	15,000,000円以上30,000,000円未満
C	3,000,000円以上15,000,000円未満
D	3,000,000円未満

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第40号

宮津市消防団員退職記念品料支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市消防団員退職記念品料支給規程の一部を改正する規程

宮津市消防団員退職記念品料支給規程（昭和49年告示第28号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第3条中「消防団員」を「正規団員」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「消防団員」を「正規団員たる消防団員（以下「消防団員」という。）」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（支給の対象）

第2条 退職記念品料の支給の対象となる消防団員は、宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）第2条の2の正規団員（以下「正規団員」という。）とし、同条の支援団員には支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市消防団員退職記念品料支給規程の規定は、平成20年4月1日以後に退職した消防団員に適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

\* \* \*

## 宮津市告示第41号

宮津市公印のうち、市長印（戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明専用）5個のうち3個を次のとおり廃止したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第5条第2項の規定により告示する。

平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	廃止期日
<略>	市長印 戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明専用	平成20年3月31日

訓 令

## 宮津市訓令甲第1号

庁中一般  
各 かい

宮津市職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月19日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市職員服務規程の一部を改正する規程

宮津市職員服務規程（平成5年訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（事務の引継ぎ）

第12条 職員は、退職、異動等の場合には、次に掲げる内容を記載した事務引継書を作成し、速やかに後任者又は所属長の指定した職員に担当事務の引継ぎをしなければならない。

(1) 担当事務の項目並びにその経過、現況、課題及び意見

(2) 懸案事項

(3) 重要な保存・保管文書の目録

(4) その他必要事項

2 室長及びこれに準ずる者が前項の規定により事務の引継ぎをしたときは、事務引継書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により事務の引継ぎ（前項の事務の引継ぎを除く。）をしたときは、副室長、係長

及び主任専門員にあっては所属長に、係長及び主任専門員以外の係員にあっては所属長の指定する上司に、当該事務の引継ぎの確認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成20年3月19日から施行する。

\* \* \*

宮津市訓令甲第2号

庁中一般  
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3企画財政室副室長専決事項の表第4項第3号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第3市民室副室長専決事項の表第11項中「老人保健医療」を「子育て支援医療」に改め、同表中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、同表第19項中「及び国民健康保険税」を「、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料」に改め、同項を同表第18項とし、同表第20項を同表第19項とする。

別表第3環境保健室副室長専決事項の表中第9項を削り、第10項を第9項とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市訓令甲第3号

庁中一般  
各 かい

宮津市職員衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市職員衛生管理規程の一部を改正する規程

宮津市職員衛生管理規程（昭和56年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「総務室職員所管副室長」を「総務室職員係長」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市訓令甲第4号

庁中一般  
各 かい

宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市消防団員等表彰規程の一部を改正する規程

宮津市消防団員等表彰規程（昭和34年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「消防団員等」を「消防団員（支援団員を除く。次条第3項を除き、以下同じ。）等」に改める。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の勤続年数の計算については、支援団員であった期間を除く。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市訓令甲第5号

庁中一般  
各 かい

宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程  
宮津市災害対策本部規程（昭和38年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の部中 「職員係」「消防防災係」を「消防防災係」「地域振興係」に、

渉外班	1 自衛隊に対する人命救助の連絡要請及び受入	行政係 秘書広報係	を	広報班	1 広報活動及び報道機関の対応（災害関連情報の提供、記者会見等）	行政係 職員係 秘書広報係
	2 自衛隊その他関係機関に対する復旧支援等の要請・受入				2 自治会長（宮津地区）への連絡及び自治会への調査依頼	
広報班	3 各種陳情及び被災地の慰問				3 市民生活に直結する事項（給水制限、災害応急対策、復旧支援対策等）の住民広報	
	1 広報活動及び報道機関の対応（災害関連情報の提供、記者会見等）					
	2 自治会長（宮津地区）への連絡及び自治会への調査依頼					
	3 市民生活に直結する事項（給水制限、災害応急対策、復旧支援対策等）の住民広報					

に改め、同表企画財政部の部の次に次のように加える。

渉外部	部長 地域振興室長 副部長 副室長相当職	渉外班	1 自衛隊に対する人命救助の連絡要請及び受入	地域振興係 監査事務局 農業委員会事務局
			2 自衛隊その他関係機関に対する復旧支援等の要請及び受入	
		3 各種陳情及び被災地の慰問		
		応援班	1 応援に関すること	

別表第1 産業部の部中「つつじが丘団地」を削り、同表応援部の部を削る。

別表第2 総務部の部中「渉外班」を削り、「10」を「12」に改め、企画財政部の部中

「財政班 3 地区対応班 10」を「財政班 地区対応班 11」に改め、同部の次に次のように加える。

渉外部	渉外班 応援班	1	渉外班 応援班	1	全動員
-----	------------	---	------------	---	-----

別表第2 中応援部の部を削る。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市訓令甲第6号

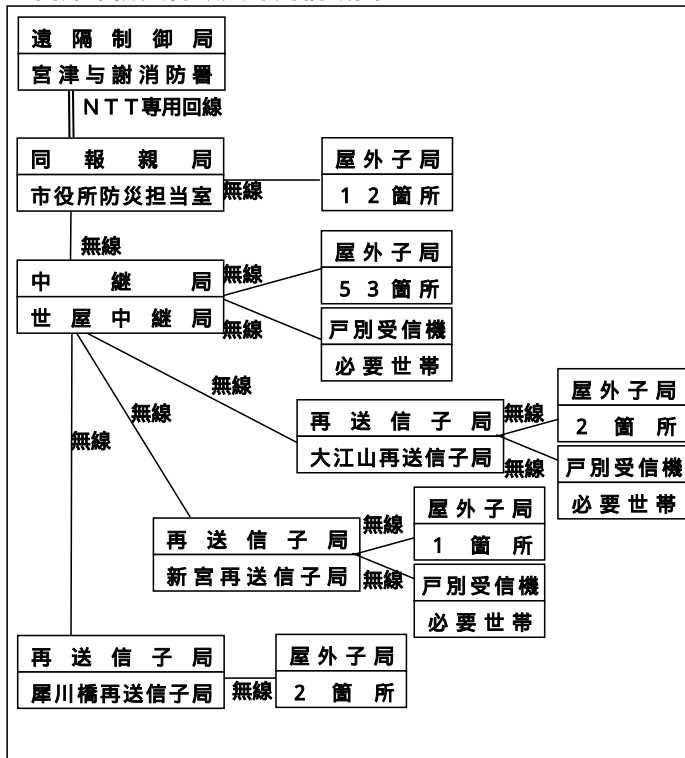
庁中一般  
各 かい

宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程  
宮津市防災行政無線局管理運用規程（平成13年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。  
別図を次のように改める。

別図（第3条関係）  
宮津市防災行政無線局構成図



附 則  
この規程は、平成20年3月31日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第19号

宮津市字大垣、中野、江尻及び難波野のそれぞれ一部の区域の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により当該地図及び簿冊を下記のとおり閲覧に供します。

平成20年3月11日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 地図及び簿冊の名称 宮津市字大垣、中野、江尻及び難波野のそれぞれ一部の区域
- 2 地図及び簿冊は、次により作成したものです。
  - ・地図 平成19年1月に測量
  - ・簿冊 平成18年11月1日現在の状況により調査
- 3 閲覧の期間等 平成20年3月11日から平成20年3月31日までの執務時間中
- 4 閲覧の場所 宮津市建設室都市整備係内（本館南棟3階）
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記閲覧期間内に市長に対して、訂正の申出をすることができます。
- 6 誤り等の申出は、書面によることとしますので、各自印章を持参してください。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求の際に閲覧場所で交付します。

\* \* \*

宮津市公告第20号

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告します。

平成20年3月13日



宮津市長 井上正嗣

- 1 土地区画整理事業の名称 宮津都市計画事業  
中町通地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 宮津市
- 3 施行地区 宮津市字新浜、魚屋、本町及び万町の一部
- 4 事業施行期間 変更前：平成7年12月18日から  
平成20年3月31日まで  
変更後：平成7年12月18日から  
平成28年3月31日まで
- 5 事務所の所在地 宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市役所
- 6 事業計画の決定の年月日 平成7年12月18日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成20年3月13日

\* \* \*

## 宮津市公告第21号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成20年3月14日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成20年3月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
平成20年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
宮津市字京口、宮村、須津、国分及び溝尻の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市字京口、宮村、須津、国分及び溝尻の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
別紙省略

## 教育委員会

### 〈規 則〉

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

宮津市教育委員会

委員長 上羽堅一

## 宮津市教育委員会規則第1号

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

（宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第1条 宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和63年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第107条」を「附則第9条」に改める。

（宮津市立小・中学校において使用する教材の取扱に関する規則の一部改正）

第2条 宮津市立小・中学校において使用する教材の取扱に関する規則（昭和56年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第107条」を「附則第9条」に改める。

（宮津市立幼稚園管理に関する規則の一部改正）

第3条 宮津市立幼稚園管理に関する規則（昭和49年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第81条」を「第27条」に改める。

第8条中「第76条」を「第38条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

\* \* \*

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第4号

平成20年第3回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年3月10日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成20年3月24日(月)午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

\* \* \*

〈訓 令〉

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般

各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 横 山 光 彦

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成2年教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表6欠勤の取扱いの項の表私事の故障等により欠勤する場合の項を次のように改める。

私事の故障等により欠勤する場合	欠勤のうち、承認を与えるのは次の場合とする。 (1) 遅刻のうち特に理由があると認められる場合 (2) 上記以外の場合については、教育長の指示を受けけるものとする。	年間30日の範囲内においてその都度必要と認められる期間	欠勤申請書	校長	欠勤(遅刻)	欠勤(遅刻)(その他)	年間30日を超えない範囲内において給与を減額しない。
-----------------	--	-----------------------------	-------	----	--------	-------------	----------------------------

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第1項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、848人である。

平成20年3月31日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 尾 美智子

## 農 業 委 員 会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年3月5日

宮津市農業委員会  
会長 猪 俣 寛

- 1 日 時 平成20年3月12日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館 中央公民館 小会議室
- 3 議 題
  - 議第6号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
  - 議第7号 農地法第4条の許可申請に係る意見について
  - 議第8号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
  - 議第9号 非農地証明について
  - 議第10号 農地利用集積計画について